

令和5年度第6回多良木町議会(12月定例会議)

招 集 年 月 日	令和5年12月5日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和5年12月8日		午前10時00分	
開 閉 宣 告	散	会	令和5年12月8日		午前11時36分	
応招 (不応招)	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
議員及び出席	1	○	宇 佐 信 行	6	○	久 保 田 武 治
欠席議員	2	○	坂 口 幸 法	7	○	豊 永 好 人
○ 出 席	3	○	林 田 俊 策	8	○	猪 原 清
× 欠 席	4	○	魚 住 憲 一	9	○	落 合 健 治
△ 不応招	5	○	源 嶋 た ま み	10	○	前 田 文
会議録署名議員	5番	源 嶋 た ま み		9番	落 合 健 治	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	浅 川 英 司	議 事 参 事	山 本 美 和		
説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎	生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗		
	副 町 長	日 田 雅 仁	生涯学習課	松 山 文 子		
	教 育 長	佐 藤 邦 壽	住民ほけん課長	竹 下 政 孝		
	会 計 管 理 者	木 下 孝 二	住民ほけん課	吉 地 美 紀		
	総 務 課 長	岡 本 雅 博	福 祉 課 長	新 堀 英 治		
	総 務 課	執 柄 健 一	福 祉 課			
	企画観光課長	林 田 浩 之	建 設 課 長	林 田 裕 一		
	企画観光課		建 設 課			
	危機管理防災課長	椎 葉 純	農林整備課長	水 田 寛 明		
	危機管理防災課	多 田 哲 弥	農林整備課	山 下 義 博		
	税 務 課 長	東 健 一 郎	産 業 振 興 課 長	小 林 昭 洋		
	農委事務局長	魚 住 雅 彦	産 業 振 興 課	西 輝 樹		

会 議 に 付 し た 事 件

議案第26号	令和3年度林道槻木南線5号箇所（令和2年災）災害復旧工事請負変更契約の締結について
議案第27号	令和5年度多良木中学校施設解体工事請負変更契約の締結について
議案第28号	多良木町印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第29号	多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第30号	多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第31号	多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第32号	多良木町立幼稚園設置条例を廃止する条例を定めることについて
議案第33号	多良木町公民館条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第34号	令和5年度多良木町一般会計補正予算（第4号）
議案第35号	令和5年度久米財産区特別会計補正予算（第1号）
議案第36号	令和5年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第37号	令和5年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第4号）
	一般質問

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(宇佐信行君) ただいまの出席議員は 10 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 「議案第 26 号」 令和 3 年度林道槻木南線 5 号箇所(令和 2 年災)災害復旧工事請負変更契約の締結について

○議長(宇佐信行君) それでは、日程第 1、議案第 26 号、令和 3 年度林道槻木南線 5 号箇所(令和 2 年災)災害復旧工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行君) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号、令和 3 年度林道槻木南線 5 号箇所(令和 2 年災)災害復旧工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 2 「議案第 27 号」 令和 5 年度多良木中学校施設解体工事請負変更契約の締結について

○議長(宇佐信行君) 次に、日程第 2、議案第 27 号、令和 5 年度多良木中学校施設解体工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行君) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号、令和 5 年度多良木中学校施設解体工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第3 「議案第28号」 多良木町印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第3、議案第28号、多良木町印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、多良木町印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第4 「議案第29号」 多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第4、議案第29号、多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、多良木町一般職の職員の給与に関する条例及び多良木町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第5 「議案第30号」 多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第5、議案第30号、多良木町特定教育・保育施設及び特定

地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行君) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、多良木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第6 「議案第31号」 多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長(宇佐信行君) 次に、日程第6、議案第31号、多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行君) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、多良木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第7 「議案第32号」 多良木町立幼稚園設置条例を廃止する条例を定めることについて

○議長(宇佐信行君) 次に、日程第7、議案第32号、多良木町立幼稚園設置条例を廃止する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行君) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、多良木町立幼稚園設置条例を廃止する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第8 「議案第33号」 多良木町公民館条例の一部を改正する条例を定めることについて

○議長(宇佐信行君) 次に、日程第8、議案第33号、多良木町公民館条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行君) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、多良木町公民館条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

日程第9 「議案第34号」 令和5年度多良木町一般会計補正予算(第4号)

○議長(宇佐信行君) 次に、日程第9、議案第34号、令和5年度多良木町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番久保田議員。

○6番(久保田武治君) 3点伺います。まず52ページになります。

款の2、総務費、目の6、庁舎維持管理費、節10、需用費、修繕料として277万7,000円が計上されております。

内容は説明がありましたとおり、身障者用駐車場2台分と庁舎内トイレの洋式化、年次計画でっていうふうになっておりますが、それぞれの工事費のまず内訳について伺いたいと思います。

○議長(宇佐信行君) 岡本総務課長。

○総務課長(岡本雅博君) おはようございます。それでは、ご説明をさせていただきますと思います。

庁舎維持管理費の修繕料の内訳でございますが、まず身障者駐車場2台分でございます、その分が130万9,000円でございます。

庁舎のトイレの修繕、洋式化を進めるということでございますけれども、今回は既存の洋式化の分のウォシュレット化を今回さしていただくということで考えております。その金額が98万円でございます。

そのほかの費用といたしまして、応接室の絨毯がもう破れておりますので、そちらの張り替えもさしていただくということで、その分が 40 万円程度と、残りの分になっております。以上でございます。

○議長（宇佐信行君） 6 番久保田議員。

○6 番（久保田武治君） それでですね、トイレの洋式化についての年次計画っていうふうになってるんですが、このプロセスですね、についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（宇佐信行君） 岡本総務課長。

○総務課長（岡本雅博君） 洋式化の年次計画でということですが、予算の範囲内ということで、来年度からは 1 階から順次 2 階、3 階というふうにやっていきたいというふうに思っております。

○議長（宇佐信行君） 6 番久保田議員。

○6 番（久保田武治君） はい、それでは二つ目に移ります。61 ページになります。

款の 9、消防費、目 4、災害対策費、節 17、備品購入費ということで 1,400 万円が計上されておりますが、購入する備品の内訳。

というのは 1,400 万円というのは相当な金額になりますので、一体どのようなもの、どのような種類のをどれだけ配置されるのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行君） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） お答えいたします。

備品購入費の内訳ということでございますが、まず設置場所につきまして、えびす神社裏の方の町有地に設置をしたいと考えております。

そちらにつきましては現在 1 棟ございますが、その横にさらに 1 棟を設置できればと考えております。

この面積等につきましては約 120 平米、坪でいきますと 36.4 坪、構造につきましては軽量鉄骨造りの平屋ということで考えております。

○議長（宇佐信行君） 6 番久保田議員。

○6 番（久保田武治君） それで私が伺ってるのはですね、どういうものをどれだけ配備されるのかということなんですが。

○議長（宇佐信行君） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） 備蓄物資の個数ということですかね。1 棟分を考えております。

○議長（宇佐信行君） 6 番久保田議員。

○6 番（久保田武治君） それでは三つ目に入ります。63 ページになります。

款の 11、災害復旧費、目の 2、林業用施設災害復旧費、節 12 の委託料として 587 万 9,000 円が計上されておりますが、これ林道妙見野線の地質調査及び測量設計委託料というふうに説明がっておりますが、この内容についてですね、ちょっと伺いたいんですが。

この地質調査の目的、どのような調査を行うのか。あるいはそれにかかる費用についてはどのようになっているのか、その点についてまず伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行君） 水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君） それでは、お答えいたします。

この委託料につきましては、ボーリング調査を行う予定でおります。ボーリングの本数として 1 本。

この内容といたしましては、この上にブロック積みを行う予定ですので、その基礎地盤のほうを保てるかどうかという調査になってまいります。以上です。

○議長（宇佐信行君） 6 番久保田議員。

○6 番（久保田武治君） それでですね、測量設計ということになるんですが、これについて

はといったどれぐらいの面積をですね、測量されるのか、その点について伺います。

○議長（宇佐信行君） 水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君） 測量設計の業務委託費になりますかね、そちらのほうが簡易測量設計という形で1回測量のほうを出しておりまして、そちらのほうをこのボーリング調査に合わせてもう1回やり直す必要が出てくるという形になりますので、そちらの委託料のほうになってまいります。

面積といいますか、被災の延長になりますので、そちらは42mになってまいります。

○議長（宇佐信行君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、令和5年度多良木町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10 「議案第35号」 令和5年度久米財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第10、議案第35号、令和5年度久米財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、令和5年度久米財産区特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第11 「議案第36号」 令和5年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宇佐信行君） 次に、日程第11、議案第36号、令和5年度多良木町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行君) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、令和5年度多良木町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第12 「議案第37号」 令和5年度多良木町介護保険特別会計補正予算(第4号)

○議長(宇佐信行君) 次に、日程第12、議案第37号、令和5年度多良木町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行君) 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宇佐信行君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、令和5年度多良木町介護保険特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

日程第13 一般質問

○議長(宇佐信行君) 次に、日程第13、一般質問を行います。順番に発言を許可します。

3番林田俊策議員の一般質問を許可します。

3番林田俊策議員。

林田 俊策議員の一般質問

○3番(林田 俊策君) それでは、令和5年の12月定例会における、私の一般質問を始めさせていただきます。

町の資産状況、現状と管理についてでございます。令和4年度一般会計・特別会計決算書内の財産に関する調書に関しまして伺いたいと思います。

町には色々な貴重な財産がありますが、20年の議員生活の中で、また10年間の議選の監査委員のときになかなか時間的な制約の中で精査できなかった部分もありますので、そしてまた把握しきれてない部分もありますので、そのことについて質問をしたいと思います。

まず1番目の質問でございますが、公有財産(総括)における原野ですけれども、461,819.68㎡の現況はどうなっているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（宇佐信行君） これより町長、関係課長の答弁を許可します。

木下会計管理者。

○会計管理者（木下孝二君） 林田議員からの2番目の一般質問につきまして、私どもの答弁準備の際に、増減がないことが判明いたしました。

地方自治法第233条第3項により、9月定例会議にて既に認定いただいた令和4年度一般会計及び特別会計決算書におきまして、附属資料である財産に関する調書に誤りがあり、訂正することとなりました。

このたびは私どもの不手際でご迷惑をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

訂正箇所につきましては、令和4年度一般会計・特別会計決算書正誤表を配付いたしております。訂正箇所には、赤色のアンダーラインを引いております。

前年度決算書の増加額2か所を削除することを失念し、また再確認も怠ったため、合計欄を含め12か所、計12か所を訂正することとなりました。

その2か所は資料の2枚目になります。決算書220ページ、財産に関する調書、1、公有財産（1）土地及び建物の一般会計普通財産の内訳のうち、土地に関する部分でございます。

公有財産のうち、その他の施設の決算年度中増減高1236.95を0に、山林の決算年度中増減高13,085.65を0に訂正いたしますと、その他の施設の決算年度末現在高1236.95が0に、山林の決算年度末現在高11,958,951.34が、11,945,865.69になります。

このことで、同表同列の合計欄及び資料1枚目の6か所も訂正となります。

今後は再確認作業を徹底し、再発防止に努めてまいりたいと考えております。重ねてお詫び申し上げます。

○議長（宇佐信行君） 3番。

○3番（林田 俊策君） はい、久々の一般質問登壇で、いきなり先制パンチを食らわせられたような気がいたしております。

この数値が間違っていたということで、議員として、決算の認定時にこの間違いに気づかずに認定してしまったことを、議員として私も反省しているところではありますが、今後このような再発防止に執行部も万全を期していただくことを期待しまして、この1番目の質問に移りたいと思っておりますけども、先ほど言いました公有財産の総括の中の原野の現況がどうなっているのかということをお伺いしたいと思っておりますけども、その実状・現状を説明をお願いいたします。

○議長（宇佐信行君） 岡本総務課長。

○総務課長（岡本雅博君） お答えしたいと思います。

公有財産における原野についてでございますけども、大字多良木地区に6筆ございまして、合計面積が約5,000㎡。大字久米に1筆ございまして、約34万2,000㎡、全体の4分の3を占めております。大字黒肥地に20筆で合計の約11万4,000㎡あるところでございます。

このうち大字黒肥地字土取というところがございまして、この面積が1万3,000㎡でございまして、これは瀬野原横穴古墳群、この敷地となっております。

久米の先ほど申し上げました約4分の3を占めている1筆というところは現在、山林になっておりまして、町有林として管理をしているところです。

そのほかに1,000㎡以上の土地については、その殆どがやはり山林ということで現況が、町有林として管理をしているところでございます。以上でございます。

○議長（宇佐信行君） 3番。

○3番（林田 俊策君） 現況はあらかじめ分かりましたけども、後のほうにでも出てきますので今の説明をいただきました。

私の2番目の質問の山林の前年度比の13,085.65㎡増の理由はということで、先ほど訂正がなされたのでこの質問に関しては取り下げたいと思っておりますけど、議長の許可をよろしく

お願いいたします。

○議長（宇佐信行君） そういうような申し出でございますので、許可いたします。

○3番（林田 俊策君） それではですね、3番目の質問でございます。

その他、公有財産のですね、13,417.90㎡の現況はどういう現状かということで、これは決算書の資料によるとページが220ページになります。

普通財産のほうでも12,700.65㎡の普通財産、これがその他になっておりますけども、このその他というのがですね、私どうしてもどういうふうなものをその他と呼んでいるのかということですけども。

どういうその他というのはどういう現状になっておりますか。

○議長（宇佐信行君） 岡本総務課長。

○総務課長（岡本雅博君） その他の土地ということでございますけども、これもまず地区ごとに面積を申し上げますが、大字多良木に9筆で約7,000㎡。大字久米に5筆で約2,000㎡。大字黒肥地に5筆で約4,000㎡ございます。

その現況についてでございますけども、へい獣墓地として利用されておりますが、八日原方面ですけども、そこが約5,000㎡。

槍掛松公園というのが黒肥地にありますけども、それが約3,000㎡。

久米の小学校の近くですけども忠霊塔がございますが、その敷地としまして1,500㎡。

その他、地域の神社とか薬師堂とか、そういったところの土地もあるところでございます。

○議長（宇佐信行君） 3番。

○3番（林田 俊策君） 実はですね、この質問をするに当たりまして、その他ということでどういう現況かなって今説明がありましたけども、実は私がですね、ここで明らかにしたかったのは、その他に実は農地が含まれていないのかなってという疑問がわいたからでございます。

ご承知のとおり、市町村が農地を所有するということは農地法によって許されていないということでありまして、過去においてですね、やはり納税できなかった方が物納という形で農地を抛出されたり、また納税できないので差押えという形で市町村が一時期所有していたということがあったようですので、それを農地をその他という形で正式に記載できないので、そういった形でその他というところでやられてるのではないかということだと思ってたんですけども、そういう土地は一切ないということだ理解してもいいでしょうか。

○議長（宇佐信行君） 岡本総務課長。

○総務課長（岡本雅博君） ただいまのご質問にお答えさしていただきたいと思いますが、登記簿を確認をさしていただいたところでございます。

今言われましたとおり、農地であったところというところはなかったように見受けております。

ただ1か所、先ほど槍掛松の公園という所で申し上げましたが、実はそこにつきましては、登記簿上は畑というふうになっておりますけども、ここは質問にありましたとおり物納とかそういうところではございません。

他の土地についても調べてみましたが、物納として受入れた経緯につきましては明らかになっておりませんので、ちょっとここでは分かりませんということだお答えさしていただきたいと思っております。

○議長（宇佐信行君） 3番。

○3番（林田 俊策君） 畑そう地ということで槍掛松のところにあるということは確認できたんですけども、やっぱりそれは法的に本当にクリアできてるのかっていうことをですね、やっぱり今後、精査していただきたいと思っております。

次に4番目の質問の下水道事業特別会計における、その他717.25㎡の場所はどこなのか

ということでございます。

この件につきましては、我々に配付されました一般質問の資料をいただきまして現地を知ることができました。また昨日の常任委員会の場でも課長のほうから説明がありましたので、これを踏まえたうえでちょっと質問をさせていただきます。

現況の現状、またはどういうふうに使われているのかはちょっとこちらは理解しておりますけれども、これはその資料を見てみますと、下水道の事業の特別会計における物は、これだけがポツンと載ってるんですよ。他のものは一切載っていません。

この分のみ特別にこの面積が載ってるっていうのはですね、これ何か理由があるのかなって思いましたけれども、この理由はあるんでしょうか。

○議長（宇佐信行君） 林田建設課長。

○建設課長（林田 裕一君） では、お答えいたします。

まず下水道事業特別会計におけるその他の土地につきましては、大字多良木に3筆ございまして上新地に1筆、同じく下新地に1筆、下迫田に1筆の3筆ございます。

こちらにつきましては、下水道事業の整備時におきまして下水道管を敷設する際に、どうしてもその土地を通らなくては下水道整備が進まないということで下水道事業において用地を取得しております。

私どもが調べた限りでは、下水道、過去に下水道事業特別会計におきまして用地取得の際、国県補助金を利用して取得をされております。ですから特別会計においてその3筆は計上しているというところでございます。

○議長（宇佐信行君） 3番。

○3番（林田 俊策君） 承知しました。

これだけ特別に計上されていたものですから、将来、この下水道の事業会計が企業会計のほうに移行する時にですね、もうシンプルにやったほうがいいんだろうなと思ひまして、これを0にして普通財産のほうに持っていったほうが会計的にやりやすいのかなと思ってそれを疑問に感じていたものですから、この面積が。

先ほど起債を起こされた場合に、そういった形でのお金を借りてらっしゃるといことは、これを変えるわけにはいかないということなんではなかろうか。もう1回確認させてください。

○議長（宇佐信行君） 林田建設課長。

○建設課長（林田 裕一君） 先ほどお答えしましたとおり、国県補助金を利用して取得しておりますので、それを普通財産、行政財産として移行する場合には、国県に対して特別会計財産の処分を申請といいますか、伺いを立てる必要がございますので、今暫く、その点についてはちょっと国県にお伺いを立てて、伺いを立ててというかお聞きしてですね、処分できるかどうか話し合ったうえで普通財産、行政財産のほうに移行できるようであれば移行したり、できなければ特別会計のまま保有して来年4月1日に予定しております下水道の地方公会計のほうにそのまま残していきたいと考えております。

○議長（宇佐信行君） 3番。

○3番（林田 俊策君） はい。実はですね、この質問をするのは、本議会ですね、冒頭に、9月の議会における私の質問に対する訂正が冒頭になされたけれども、それと同様にですね、実はコスト意識っていうのが、私は職員にはちょっと欠けているのではないかなっていう気がいたしております。

例えば、企業会計の上水道がですね、土地を取得する場合には、当然そこに消費税が発生するわけですよ。

今後、下水道会計事業がまた企業会計法に移行した場合にも取得する場合にはやっぱり消費税がかかってくるので、そこを何とかですね、工夫して借りるお金といいますか、起債を起こすお金、または自分の一般会計から出してもいいと思うんですけども、その時にですね、

町のほうで取得したら消費税はかからないわけですよ。

それを上水道と下水道に貸すってような工夫があってもいいんじゃないかなと思うんですけども、法的にそれがクリアできるようなやり方っていうのをですね、やはり今後、町のほうもコスト意識を持ってあたっていただければなという観点からこの質問をしたわけです。

じゃあ次にですね、5番の山林における立木の推定蓄積量の積算方法はどのようにしているのかということですけども、この質問はですね、今後、町が町有林のみならず、民有林もですね、やはり国策として一定程度の管理をしていかなければならないということが起こると思いますけども、そういう方向性で国のほうも動いていると思うんですけども。

その時に、町と民間のほうで契約する場合にですね、この蓄積の量っていうのが、立木の蓄積量というのが、やっぱり民間と町がやっていくのか、その時にやっぱり積算をちゃんとしとかなないと後からトラブルのもとになるんじゃないかなということ。

まずは今の町有林の立木の推定の蓄積量、これがどういうふうになされ、今後その点に関してはですね、どういう方向性でやっていくのかっていうのをちょっと担当課のほうにお伺いしたいと思います。

○議長（宇佐信行君） 水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田 寛明君） それでは、お答えしたいと思います。

決算書における立木推定蓄積量の算定方法につきましては、前年度末現在高に年間の平均成長量といたしまして2%を加算し、そのあと主伐、利用間伐による伐採材積を差し引いたものを本年度末の現在高というふうにしております。

今後のこの積算量ですけども、今現在、地籍調査のほうも行っておりますので、多良木町全体の面積が確定した段階でもう一回見直す必要があるかなというふうには思っております。以上です。よろしくお願ひします。

○議長（宇佐信行君） 3番。

○3番（林田 俊策君） 先程言いましたように、町と民間が契約する場合には、その材積までを町のほうで責任を持って測るのかっていうのをちょっとお伺いしたかったんですけど。

○議長（宇佐信行君） 水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田 寛明君） それでは、お答えいたします。

民間の林地をですね、町のほうで委託で受ける場合につきましては、実際的に山の方の整備だけをやりたいというふうには思っておりますので、材積については、今のところ検討はしておりません。

○議長（宇佐信行君） 3番。

○3番（林田 俊策君） そういうことで、町と民間の方では、その管理だけをやっていくということで認識したいと思います。

次の質問に移っていきます。今からが本番ですけども、有価証券の熊本県信用保証協会等の出資金の金額の適正の判断基準はどうしているのか。

等って書いてありますけども、この判断基準が正しいものなのか、判断にはやっぱり専門的な知識といいますか、と共にこれまでの経緯があるかと思ひます。

この基準の見直しとかですね、本来は公金の管理検討委員会等でやっぱりこの議論はすべき点なのかなと思ひますが、後にこの議論はまた別のところで伺ひますけども、昔からこのままでずっときてるわけですけども、これを見直す必要はないのかということでもまず担当課の会計管理者の方からちょっと答弁をいただいて、町長の方からまた答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（宇佐信行君） 木下会計管理者。

○会計管理者（木下孝二君） 各種出資金の金額の適正の判断基準につきまして、お答えいたします。

出資の要望があった都度、個別に判断がなされてきており、統一的な判断基準はございません。

今後の対応としまして、球磨郡内の町村の会計管理者会議が開催されますので、情報交換にて情報を収集し、出資した状態が適正であるか町長と協議して検討してまいりたいと考えております。

なお、会計管理者会議は令和2年度以降開催されておりましたが、今年度から開催される運びとなっております。

○議長（宇佐信行君） 3番。

○3番（林田 俊策君） 町長。町長もこういうことには興味があると思うんですけども、この出資金のですね、金額っていうものが適正なんでしょうけども、これを見直す機会に来てるんじゃないかなと思っているんですけどもいかがでしょうか。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） そうですね、今、会計管理者の方において精査はしてもらってるんですけども、どういう形で有価証券を運用していくかということに関してはですね。

やはり専門書がありますので、そういうものをずっと会計管理者に見てもらってます。そういう部分では、今のところ会計管理者に実態は任せている状態なんですよね。

前に公金管理検討委員会が開かれた時代はですね、足利銀行とか朝銀あたりがどんどんこう破綻をしていた時代なんです。ですからそういう意味で非常に危機感を持って開かれた公金管理検討委員会でしたので、その時は有価証券についてもですね、いろいろと論議がありましたけれども、今はそういう論議の場がないということです。

開かれていませんので、今後これから金融情勢も随分変わってくると思いますし、日本も長期金利が今上がってきておりますので、そこらあたりはまた会計管理者と話し合いをしてですね、できれば公金管理検討委員会を開いていただいて、皆様のご意見を聴取するということは必要かなというふうに思っております。

○議長（宇佐信行君） 3番。

○3番（林田 俊策君） 先ほどの答弁にもありましたように、会計管理者の協議会が開かれて、その中で皆さんと問題を共有して話し合っていくということは私のほうにも承っておりますので。

それに関しましてはですね、やっぱりいつもこう同じ状態ではなくて、常にやっぱり町民のために購入をどういうふうに見直すべきなのか、またはそのまんまにしておくべきなのかというですね、問題意識をですね、常々持っていたきたいと思っております。

次にですね、7番目の質問になりますけども、物品という形で防火用水等の管理はどうしているのかということでもあります。

少々私が消防団に所属しておりました頃、実に古い話で40年近くなるわけですけども、何か緩いといいますかですね、防火用水の管理に対しまして、あまりきっちりしたものがなかったように思われます。

現在は危機管理課のほうでそのことはやっておられると思いますけども、この管理はですね、地元消防団等に委託しているかどうかということでもあります。いかがでしょうか。

○議長（宇佐信行君） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それでは、お答えいたします。

防火水槽ですとか、消火栓等の管理につきましては、消防団の各部にお願いしまして点検・清掃等をやっているところでございます。

○議長（宇佐信行君） 3番。

○3番(林田 俊策君) はい。それに伴うやっぱり報酬というものが出てくると思うんですけども、それに対する報酬はいくら、誰に、どのように支払っているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長(宇佐信行君) 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長(椎葉 純君) お答えいたします。

その出勤された際の報酬ということでお支払いをしております。

こちら本町の条例に基づきまして、1日当たり1,500円ということで団員個人に支給をしているところでございます。

○議長(宇佐信行君) 3番。

○3番(林田 俊策君) 消防団のですね、定員、任免、給与、服務等に関する条例ということで、この条例の中にやはり1,500円ということがうたわれているわけですけどもですね、やっぱりこうちゃんとそこには、防火用水及び消火栓についてですね、管理をきちんとやっってるっていうですね、いうことをしてくださっていいことで出してるわけですけど、それに対するチェックリスト。

例えば、防火用水のひび割れとか、それから蓋の老朽化とか、また水位がどのぐらいあるのかっていう報告のチェックリスト等は提出をされているのかっていうことなんですけど、いかがでしょうか。

○議長(宇佐信行君) 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長(椎葉 純君) それでは、お答えいたします。

点検等された際には、消防団の出勤名簿で出勤団員数だけは把握しておりますが、ただ防火水槽の水漏れですとか、そういった部分がある際には分団長を通じて報告はいただきまして、そちらは町のほうでやっているところでございます。

○議長(宇佐信行君) 3番。

○3番(林田 俊策君) はい。それは課とですね、消防団の信頼関係の中で今やっておられるかと思いますが、やはりいくら1,500円×団員数×12か月分とかですね、年に1回か2回か知りませんが、その金額を考えますと、町全体としては一定程度の大きな金額になってくると思われま。

そこでですね、やっぱりそういった各分団にはやっていただいた時には、ちゃんとこの時には正常でしたよ、ちゃんとこの時には異常があったことを報告してますよっていうですね、やっぱり証拠を残さないと、町のやっぱり管理体制が、何かあった場合にはですね、大変厳しい立場に立つんではないかと思うんですよ。

それでやはり報酬を支払うべきものの逆に対価としては、その点検作業のチェックリスト、簡単なものでいいと思います。消防主任と消防団の幹部の方とお話しいただいてですね、そういったチェックリストを提出していただいて、ちゃんとした証拠書類をですね、とっておくということが大切であり適切かなと思うんですけども、その辺のところ課としてはどういうふうな今後やっていかれるんでしょうか。

○議長(宇佐信行君) 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長(椎葉 純君) それでは、お答えいたします。

はい、先ほど林田議員から提案がありましたようなチェックリストあたりをですね、検討しまして、分団長会議あたりで協議をさせていただいてチェックをしていきたいと考えております。

○議長(宇佐信行君) 3番。

○3番(林田 俊策君) そういった証拠書類をですね、やっぱり行政としてはとっておくべきかなと思います。

特別にLINEとかメールとかっていう手段もありますので、その中でやっぱりパソコンに

直接書き込んでいくっていうですね、携帯電話からやっていく。そして写真は撮って老朽化の具合がどうなんだっていうことを直接目で見れる証拠にもなりますのでですね。

紙ベースでなくても結構かとは思いますが、そういった工夫をしてですね、やっぱり公金を支出する場合には拠出する場合には、やっぱりそういったちゃんとしたものがないと、やっぱり今後どうやってましたかって聞かれたときに、何もありませんっていうことではやっぱりこう無責任になってしまいますのでですね、やっていただきたいと思います。

今後このことは関係課を中心にですね、論議していただきまして、今回の補正の中でも消防団用の備蓄倉庫の整備等のハード面は本当に充実化をして、町のほうでもやっぱりこの球磨郡唯一この課をつくられたということですね、やっておられますけど、ソフト面のほうでやっぱり弱い部分があるのではないかなと感じております。

後に同僚の源嶋議員のほうからも今後の防災訓練についてのソフト面での質問があるかと思っておりますけども、これは源嶋議員のほうに任せまして、次の質問に移ってまいりたいと思います。

○議長（宇佐信行君） 3番、ちょっと時間が1時間ぐらい経ちますが、どぎやんですかね、ここでちょっと暫時休憩よろこびますか切りがいいですので、はい。

暫時休憩をとりたいと思います。よろしくお願いします。

(午前10時57分休憩)

(午前11時05分開議)

○議長（宇佐信行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。3番林田議員。

○3番（林田 俊策君） 8番の質問に移ります。

公金管理検討委員会及び公金の管理運用に関する調査検討委員会の財産に関する協議等は行っているのかという質問でございます。

9月の定例会におきまして議会に提出されました監査の検討事項の中で、この公金管理検討委員会は平成27年11月4日に開催、また公金の管理運用に関する調査検討委員会は平成27年8月18日に開催されて以降やられてないということですが、これはどうしてでしょうか。

○議長（宇佐信行君） 木下会計管理者。

○会計管理者（木下孝二君） お答えいたします。

平成27年11月4日以降、公金管理検討委員会と、その事前協議である公金の管理運用に関する調査検討委員会は開催しておりませんが、債券での運用については、公金管理検討委員会で承認いただきました多良木町資金管理並びに運用基準に沿って運用しております。

平成27年12月17日以降は、最も確実かつ有利な方法による保管方法として預貯金以外に実際の運用上で国債を追加し、以降は継続的・反復的に国債を購入・売却しております。

ペイオフ解禁後は各金融機関の情報公開が充実してきており、運用基準についても変更していないことから、承認済みの運用枠内での運用と認識しております。

国債購入に関しましては、運用枠設定後に実際の運用開始数日前に町長、副町長、総務課長と協議を行い国債を購入しております。

○議長（宇佐信行君） 3番。

○3番（林田 俊策君） このなぜこの検討を行わなかったのかという質問に対しまして会計管理者が今、答弁をされたんですけども、この公金管理検討委員会の招集権者っていいですか、まず一番最初は町長が5名の方の町民の方を中心に集められて、その中で会長さんが決まって、その中で検討していただくっていうことに決まってるんですね。

また運営委員会のほうは副町長が委員長となって各課の課長を中心として検討するというふうな条例の内容になっております。

ここで町長が開く必要がないと思ったからこそ開かなかったのか、そういう町長がまず集

めないと開けないわけですよ、会計管理者が開こうと思っても町長が開けというふうに集めないと、開きますよっていうふうに集めないとできないようなシステムです。

そしてその運営に関しましても、先ほど総務課長と自分と副町長でやりましたと言われましたけども、じゃあそこは庁舎内の執行部の全員の意思一致した形で、やっぱり課長等も集めて運営委員会を開くべきじゃなかったのかなと思っております。

前の塚本副町長の時代だとは思いますが、その辺のところですね、町長、副町長の今後のこともありますので、考え方を示していただきたいと思っております。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） よく覚えてるんですけど、1991年から93年の間にバブルが崩壊して、各銀行がそれぞれ自己資本比率ですね、を高めることに非常に神経使って、パンフレットには自分とこの自己資本比率はいくらですと。

国内基準が8%だったと思うんですが、それと国際基準が11%だと、ちょっとこれははっきり今記憶してないんですけど、があったんです。

多良木町内にある四つの金融機関はいずれも8%をクリアしてましたが、さっき言いましたように1998年に足利銀行が倒産して、そのあと朝銀が倒産してバブル崩壊後のかなり厳しい状況が生まれてきたので。

公金管理検討委員会、先ほど27年で、平成27年で一回閉じたというのがありましたけど、一番最初に開いたのは、それちょっと前だったと思うんですが、これは前々町長時代に、やはりその当時の収入役が危機感を持って何とかこれに対処しようということで公金管理検討委員会開かれたんですけども、その後、平成27年に至って、平成27年はですね、2015年ですよ。バブル崩壊が1991年ですので、それから大分時間が経って銀行経営がいくらか安定してきた時期ではなかったかなと想像します。

それではもうこのあたりで、その頃、利息の高い銀行に利息を預金を預けるというのがあったんですが、利息の高い銀行はそれだけリスクが高いというのもひとつはありました。やっぱりリスクが高ければお金を集めるために利息を高くしますので、そういうそれまで感じていた公金管理に関する危機感が若干薄れてきたのが平成27年頃であったのではないかなというふうに思います。

その辺りは精査しないと、これはあくまでも私が今ここで答えてるだけで、ちょっと確実でないところが何箇所かあるかもしれませんが、多分、平成27年にはある程度、金融情勢も安定してきた。だからそこで一回、公金管理検討委員会を閉じてそれ以降、開かれなかったということではないかと思っております。

○議長（宇佐信行君） 日田副町長。

○副町長（日田雅仁君） お答えします。

公金管理検討委員会が開かれなかった部分の考え方ににつきましてはですね、町長が今お話しになられた部分で、私も同様に考えております。

付言しますと、27年度に開催された際にですね、現在の管理運用基準が定められておりまして、その後はその管理運用基準の範囲内で運用、また管理がされているといった状況でございます。

ご指摘のとおり、定期監査でご指摘いただいております、監査委員のほうにはですね、今お話ししましたように運用基準の枠内で運用してきたということでご説明をしてご理解をいただいております、今年度ですね、今回、補正予算に計上させていただいておりますが、今年度中に地方債での運用または令和6年度からの公金関連業務のちょっと変更あたりを予定していることがございますので、今年度中に公金管理検討委員会を開かせていただきたいというふうに考えているところでございます。人選等は今、執行部のほうで検討させていただいているところでございます。

実際の庁内協議、委員会は開かれてないんですけれども、事前に実際の購入等のタイミング等についてはですね、会計管理者から町長、副町長、総務課長等が参集した場面ですね、しっかり協議はさせていただいているところです。

ただ調査検討委員会との関係もごございますので、その辺り今後しっかり検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（宇佐信行君） 3番。

○3番（林田 俊策君） なんか私の質問としてこう答えられてるのか答えられてないのかよく分からないようなお二人の答弁だったんですけども、町長の答弁を今、よくよく考えていると、27年以降はそんなにリスクのない時代になってきたし、基準の範囲内でやってるから開く必要がなかったのかなというふうに受け取って、また副町長のほうは今後、管理検討委員会を開きますっていう明言されて、それ町長の権限でしょっていうことで思ったんですけども。

町長がちょっと古い話をされたので私もちょっと古い話をしますと、この公金管理検討委員会の中に昔は各常任委員会の委員長さんも入られてたわけですよ。その中で私が多分、監査の時だったと思いますけども、その中に議員が入っていくのはおかしいのではないかと。ちゃんと責任の所在をはっきりすべきだから、議員は外されたほうがいいのではないかとというような提言をしたような記憶がございます、監査の時代に。

それで、それから、お前が言うたけんあそこじゃ会議はでけんごつなつたとか、色々議員のほうの委員長さんから言われたことがありますけども、やっぱりですね、これは町民の大事なお金をやっぱり運用していくっていうか、そういう考えで、基準内でやってるからいいのではなくて、常にやっぱりこういうものを、先ほども言いましたように見直していくっていう考え方の中でやっぱり運用していかないと、いざ何かあったときにはですね、ちゃんとそういったお話し合いをしてこういう場で協議をしてないからじゃないですかっていうことになるかと思っておりますので、今後はやっぱり課題をやっぱり逆に投げかけて、そして色んな専門的な知識を持ってる方に相談されて自分とこの町が持ってる資産の運用の仕方についてはですね、ご相談されていかれたらどうなのかなと思います。

それからもう一つ監査のほうで言われてたのが、この二つの組織が名前も似ているし、やっていることも同じようなことなのでひとつに、同一にしていってどうだろうか。両委員会を廃止して、また公金管理検討委員会の一本化っていうか、何らかの形でしていってほうがいいのではないかと問題を提起されております。

この問題を投げかけられたのに私もなるほどなって思ったんですけども、今後そういう考えは執行部として持たれているのか、いやいやこれはちゃんと別に分けてやったほうがやっぱり合理的だと思われるのかということなんですけど、いかがでしょうか。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、ここらあたりは議員のご提案もありましたので、執行部のほうでちょっと持ち帰って考えさせていただいて、どうするのかということをもた改めてご報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（宇佐信行君） 3番。

○3番（林田 俊策君） では一番最後の質問、9番目の質問に移っていきたく思います。

行政財産以外の公有財産の普通財産の中で貸付・交換・売り払い・譲与できる財産の今後の取り扱いはということなんですけども、今後ますますですね、地方財政が厳しさが少子高齢化の中ですね、やっぱり増してくるのではないかなと思っております。

その中で貴重な町の財産をですね、やっぱ整理・管理をしていくっていうのはやっぱりこの仕事ですので、その重要性が帯びてくると思います。民間で言うところのですね、資産の運用とか資産の活用っていう頭をですね、やっぱり持って、やっぱ町民のためにこの資産

を運用し活用していくことによって、どういうふうに豊かなものにしていくかっていう視点もですね、やっぱり我々は持っておらなければいけないのかなと思っております。

この基本的な考え方といいますか、先ほど言いましたように貸付・交換・売り払い・譲与というものが、今後どういうふうに考えたらいいかという基本的な考え方をまず町長にお伺いしたいと思います。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、おっしゃるとおりで、金融関係、公金についてもそうですし、土地についてもそうですけれども、やはり今まで公的な機関というのはなかなか歳入に対してあんまりこう気を遣ってなかったですね。

確かに今からの時代はやはり自分たちの歳入・歳出両方考えたときに、歳出のほうについてはいろいろと説明をしますけれども、歳入に関してやはりある部分関心が無い。それはなぜかというやはり交付税、あるいはいろんな形で国・県からお金が出ますので。

ただ財産収入として考えたときにも、やはりそういう考え方というのはコスト意識も含めてですね、必要だと思いますので、やはり皆さんに通底した意識としてそういう意識を持っていただくように、これから職員の皆さんにはですね、話をしていきたいというふうに思っております。

そういう意識を持つことは非常に大事なことでないかなと思います。

○議長（宇佐信行君） 3番。

○3番（林田 俊策君） そうですね、私ずっとやっぱ商売のほうをやっていたものですから、やっぱりこのコスト意識とか資産運用とかっていうのをもう少し行政うまく、その金もうけでやってるわけじゃないんですけども、それをやることによって町が活性化していくのであれば、その目的によってやはりちゃんと運用、管理運用していく方法っていうのがあるのではないかというのを常々思っておりました。

というところで現在ですね、町有地を貸付けしているところが何箇所あり、それに対する対価がどのぐらい返ってきてるのか。また交換した土地があるのか、それから売り払った土地があるのか、譲与した土地があるのかっていうですね、この近年で結構ですので、そういうことが現在、頭の中にある部分でも結構ですので、総務課長のほうから答弁をいただければと思っておりますけど。

○議長（宇佐信行君） 岡本総務課長。

○総務課長（岡本雅博君） 私が知りうる範囲でお答えさせていただきたいと思いますが、町有地の貸付けに関しましては、もう随分と前から栗園とかの貸付け等もございまして、一番近いところで申し上げますと地域で機械利用組合を立ち上げて共同機械を購入したが保管する場所がないということで、ちょうど国有地の払下げの時の残地として町有地があったもんですから、そこを貸付けたという、そこは大久保なんですけども、そういうところもございまして。

非常にこうそういうところに関しましては面積が狭いところが多いわけございまして、町で何かを使っていくという非常に難しい部分もございまして。

できれば地域の方々が有効に利用していただく。あるいはその隣接する方々が有効的に利用していただくということも一つの手段ではないかというふうに思っております。

○議長（宇佐信行君） 3番。

○3番（林田 俊策君） 町民の方がそういうふうにして喜ばれる場合もありますけども、そういう狭い土地を逆にずっと町が管理していくのは大変だと思うんですね。

で、その狭い土地であっても地域の方は有効利用できる、それをちゃんと活用できるということであれば、地域の方の個人にでもちゃんとそこを適正な値段で買っていただくとかですね。貸付けの部分には、まず昔の幼稚園の跡地を貸されてるとか、先ほど言われました

ように栗園ですよ。

私の記憶では当初、栗園も無償といいますか、なぜ無償、タダなんですかという。町が管理するとずっと下払いせんといかん、金がかかるけども栗を植えていただくことによって、その農家の方が逆に草取りとかそういうことをちゃんと管理していただけるからという理由で無償だったところもあると思うんですけども、現在は貸付金とかはですね、栗園も全て有償で貸してるのか、無償で貸しているのか、そういう場所が何箇所あるのかということをお伺いしたいんですけど。

○議長（宇佐信行君） 岡本総務課長。

○総務課長（岡本雅博君） 今、管財の担当に確認しましたところ、有償で貸しているということでございます。

○議長（宇佐信行君） 3番。

○3番（林田 俊策君） 今のは栗園の話ですよ。ほかに無償で貸してる場所はあるんですか。

○議長（宇佐信行君） 岡本総務課長。

○総務課長（岡本雅博君） はい。無償で貸付けを行っているところもございます。一つの例とすると、〇〇〇〇でございます。

○議長（宇佐信行君） 3番。

○3番（林田 俊策君） 〇〇〇〇さんは非常にお仕事の非常に重要な仕事で町のですね、福祉にも大いに役立っている施設でございます。

しかしながら一方的に見ると、やっぱりその不公平感を感じる方もいらっしゃるのかもしれない。

今後やっぱりそういった論議をですね、やっぱり庁舎内でもどうしたらいいのか、例えば買っただけであれば固定資産税とかなんとかってというのが町に入ってきますし、あちらとしてもずっと借りているよりもちゃんと自分とこの資産として持って、それで銀行等の担保にも入れられるような状況が本当にベストの形なのかというのが私達にも分かりませんので、その辺のところを論議もですね、今後。

前、私の記憶では何といいますか里の城と岩川内の間の土地の、ずっと町有地にもう家を建てられて、なんかボートまで置かれてた部分もちよっとあったかと思えます。それは後処理をどうされたのかなってというのはこともありまして、我々は、議会に報告がなされておられません。

それはそれとして今後ですね、やっぱりそういう町の町有地に対する貸付・交換・売り払い・譲与ができる部分があって、またそれをすることによって町の経済が活性化し、町民の方も喜ばれる。そして町が管理する部分がシンプルになるってということがやっぱり望ましいのかなと思っておりますので、その辺のところの検討もですね、やはり今後、行政としては自分たちがどれだけ財産をもって、どれだけ町民のためにそれだけ運用できてるのかってことをですね、考えてやっていただきたいと思っております。

次の2番目の質問に移りたいと思います。妙見野自然の森展望公園の活用についてでございます。

この妙見野自然の森展望公園は、本町の観光の目玉の一つとして位置づけられていると思いますが、そこに通ずる道2本が現在、閉ざされておりますが、今回の補正にも地盤のボーリング調査等の補正が組まれて、町内外からその復旧が早く望まれているところです。道路の現状は今どうなっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（宇佐信行君） 水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田 寛明君） それでは、お答えいたします。

まずは今の現状ということでご説明をさせていただきます。通年におきましては、妙見野

自然の森展望公園の活用としましては、イベントとしてたらぎえびすスカイフェスタ、たらぎビジネスデザインキャンプ等が行われております。

また各季節の様々な草花や雲海等を目的にされて来られる方が多くなっており、最近ではキャンプ等の利用が増加している状況でございます。

しかし現在は、舗装道路では県道中河間多良木線から林道妙見野線、中山運動広場からの生活環境保全林管理道の2路線とも災害により路肩が崩壊して通行不能となっている状態でございます。

それと未舗装道路では白木神社からの作業道宮床線がありますが、普通車等では厳しい路面状態のため現在は案内をしていない状況でございます。

公園自体の活用につきましては、まず管理としまして毎月2回の清掃、年3回の除草作業を行っており、道路の被災前と同じ利用ができる状態に公園はなっております。遊歩道等を利用して徒歩で来ていただいているお客様には、以前と変わらない利用はできていると思っております。

今後です、道路の復旧計画としましては、生活環境保全林管理道は令和5年の7月、10月に入札をいたしました、結果として不調でございました。これにつきましては、今月になります、12月に再度入札の予定をしております。

林道妙見野線につきましては10月に災害査定を受けまして、11月に事業費の決定がきております。今回の補正で土質調査委託料を計上させていただいております、その調査結果を令和6年1月に入札をする予定でございます。その後、令和6年7月までに詳細設計のほうを行いまして、それを元に国と協議を行い、令和6年の10月までには入札のほうをやりたいというふうに思っております。

作業道につきましては先ほど述べましたとおり、どうしても路面がですね、未舗装ということで通すのが厳しいということになっておりますので、今のところ車の通行はできないという形になっております。よろしくお願ひします。

○議長（宇佐信行君） 3番。

○3番（林田 俊策君） とにかくこの復旧を願っているのは私だけではなくて町民全体、郡内の皆さんもそうだと思いますけれども、なかなか本当、思うように進まないのは我々だけの責任だけではなくて、やっぱり入札の不落とかなんとかってというのが問題がありまして、本当に早くスピード感を持ってですね、やりたいっていうのはみんなの一致した気持ちだと思います。

ぜひですね、どちらかでも一本早くというのが町民の願ひでございますので、その点を考慮していただいて、この復旧に取り組んでいただきたいと思います。

2番目の飲料水の確保はどうなっているのかっていうことなんですけれども、実は私の友達のキャンパーが行ったときに「あそこ水ないよね」っていうことで、その方はもうキャンプに慣れていらっしゃる方なので、もちろん自分が飲む、自ら使用する水は確保して上がられているんですけども、「ここは林田くん、先ほど言いましたように子ども連れとか、いろいろ町でのイベントをやる場所なんだから、やっぱり飲料水は欲しいし、にわかキャンパーも増えてることだから、その方たちにはそこまでの意識がない方もいらっしゃるんで、ぜひ水はあったほうがいいよね」っていうふうに言っておられます。

この今現在ある水は飲料に適さないということでもいろいろ問題もあろうかと思っておりますけれども、その問題点がどんなところにあるのかということですね、我々にお示しいただいて、どうしたらいいのかっていうのを今後やっば模索していくためにですね、どうなっているのかを現況を報告していただきたいと思います。

○議長（宇佐信行君） 水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田 寛明君） それでは、お答えいたします。

現在の水の状況といたしましては、手洗い用、トイレの水については確保できております。しかし飲料水は公園内で確保ができていませんので、それにつきましてはホームページ内で案内をしておりますし、公園内でも水道横にですね、飲料不適の張り紙等で周知を行っている状態でございます。

平成 15 年度に熊本県の補助事業を活用しまして飲料水確保を行いました。使用水量が少ないためタンク内の管理が難しく、また、ろ過施設等が正常に作動しなくなったというふうに聞いております。

現在、公園内での飲料水確保はできておりませんが、利用される方は飲料水を持参していただいておりますので、現状のまま管理させていただければというふうに思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（宇佐信行君） 3 番。

○3 番（林田 俊策君） 過去において飲料水の確保のために補助を受けられてやってみたくても、なかなかその使用量が少ないためにその機械の破損のほうがあって、やっぱりそれをするにはやっぱりお金がかかるわけですので、我々もその費用対効果が本当にあるのかどうかというのを精査もなされておられませんので、今後、どういうふうな活用をしているのかによってもまたそこが決まってくるのかなと思っておりますけども。

やっぱりこのキャンプを本当に本格的にやる人たちは自分たちで水を確保していくんですよ。子どもさん連れでも下のほうに自動販売機もあるからなっているふうには個人的には思ってたんですけども、町の一つの観光の施設でもあるので、やっぱり今後、そういった飲料水を町の責任としてやっぱりどう考えるべきか、どういうふうになすべきかということですね、やっぱりいろいろ費用対効果も加味しつつ、やっぱり考えていかなければならないのかなと思っております。

以上をもちまして、私の質問を終了したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（宇佐信行君） これで、3 番林田俊策議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(午前 11 時 36 分散会)